不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 政策企画部青少年・地域安全室 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、人間ドックの受診及びその結果説明等に要する時間は職免として取扱うことができるが、職免の適用対象外とする受診についても職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 受診内容 | 受診日 | 受診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 人間ドック結果に伴う受診勧奨による再検査及び結果説明 | 令和３年７月27日 | 午前９時30分から午後０時15分まで | 午前９時30分から午後０時15分まで |
| 令和３年８月17日 | 午前９時30分から午後０時15分まで | 午前９時30分から午後０時15分まで |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【休暇休業制度解説】（総務事務システム「マニュアル・規定・データ集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診 | 人事局（企画厚生課）において実施要綱を作成 |

 |

 | 誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。今回の指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。再発防止のため、課内職員に対し、服務に係る申請を適正に行うよう周知徹底を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実に行うよう注意喚起を行った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月６日から同月16日まで）